

 ROTARY CLUB OF NARITA AIRPORT MINAMI DISTRICT 2790		WEEKLY BULLETIN 国際ロータリー第2790地区第6分區 創立 昭和11年10月6日 承認 昭和41年11月21日	
成田空港南R.C. 会長テーマ 小さな親切		例会日時 毎週木曜 12:30点鐘 (最終例会 18:30点鐘) 例会場 中国ダイニング富士屋	
事務局 〒280-1792 千葉県山武郡横芝光町横芝1519-6 TEL 0479-80-1177 FAX 80-1178		URL http://www.narita-airport-m-re.jp E-mail info@narita-airport-m-re.jp	
第2790地区ガバナー 中村 博真 第6分區ガバナー補佐 西之宮 由己			
平成22年1月21日発行 NO.1916 第2044例会 会長 鈴木 恭一 幹事 古西 弘和 会報担当 伊藤 元雄			

例会報告(平成22年1月21日)

点 鐘	副会長	小林定雄
ソング	「それでこそロータリー」	
唱和	「四つのテスト」	
会長挨拶	副会長	小林定雄
会務報告	副会長	小林定雄
幹事報告	幹事	古西弘和
プログラム		
	新入会員入会式	安藤卓造君
	会員卓話	幸克己会員

会長挨拶 (代理 小林第二副会長)



皆さんこんにちは。第二副会長の小林でございます。本日 鈴木会長と森川会長エレクトが所用の為お休みですので私が変わりに務めさせていただきます。

安藤卓造さん入会おめでとうございます。白鳥パストガバナーの言葉ですが、ロータリークラブは「楽しいです。仲間と出会えます。ワイワイやります。勉強になります。趣味も増えます。仕事や家族のためになります。奉仕活動をしています。」とおっしゃっております。安藤さん是非ロータリーを

楽しんで下さい。よろしくお願い致します。

本日の卓話は、京葉銀行横芝支店長幸克己会員の「金融円滑化法スタート」です。幸会員よろしくお願ひ致します。

さて、先般、成田山初詣と田中商店さんでの新年会を行いました。お忙しい中大勢の会員にご参加頂きましてありがとうございました。おかげ様で大いに盛り上がり、親睦を深めることが出来、会員同士のつながりを感じました。

又先週には、奉仕プロジェクト委員会環境保全担当リーダー秋葉会員により、役場にて会員の皆様にサケの卵を配って頂きご苦労様でした。さっそく私も家に帰りまして、水槽をセットし、卵を入れ育てていますが、なかなか孵化しませんでした。このところの暖かさで一気に孵化してきました。皆さんのお宅ではどうでしょうか。

この「サケの里親事業」は、町の事業として平成12年から始められたそうです。当クラブとしても本年度よりこの事業に参加致しまして、芝山町立東小学校に水槽セット1台を贈呈致しました。子供達が環境保護の意識を高め、飼育を通じて命の大切さを学んで頂けたらと思っています。会員の皆様も3月10日前後に栗山川に放流するそうですので大事に育てて欲しいと思います。

以上で挨拶を終わります。



■ 会務報告

① IM開催のご案内が届いております。

日 時 平成22年2月17日(水)
登 録 13:30
開会・点鐘 14:00
懇 親 会 17:00
閉 会 18:30

会 場 国民宿舎サライズ 九十九里

多数のご参加をよろしくお願い致します。

②第5回 会長・幹事会開催のご案内が届いております。

ホストクラブ 茂原ロータリークラブ

日 時 平成22年1月29日(金)

場 所 「プラザヘイアン茂原」

会 費 1クラブ 16,000円

③大原ロータリークラブ会員 中村善一郎氏(84歳)の訃報が届いております。1月19日アスカ大原法輪閣にて告別式が行われました。当クラブから菅井会員、土屋会員が出席しました。

■ 幹事報告

①例会変更のお知らせ

・茂原中央RC

2/16(火) 振替休会

(2/17大綱RC10周年に参加の為)

②週報受領クラブ

・八日市場RC ・多古RC

③白鳥パスタがバーより会報のお礼状が届いております。

④2月のロータリーレートは、1ドル90円です。

⑤『友』インターネット速報 No.411(1/12)・No.412(1/19)が届いております。

⑥ハイライトよねやま119号(2010/1/13発行)が届いております。

⑦クラブ名称入りジャンパーについて

先日皆様から頂きましたアンケートを参考に決めさせていただきます。



■ 委員会報告

◇ 奉仕プロジェクト委員会

環境保全担当

秋葉 講一



□サケ稚魚の管理について ③

1. 孵化は順調ですか

大半が孵化したら中のカゴは取り出します

2. 飼育水の管理

水はきれいに保ちましょう

水温は8~13度で(15度以下で。温度の上昇に注意しましょう)

直射日光が当たらないところで

卵の殻や泡はすくい取る

濁ってきたら水を交換する(灯油ポンプが便利)

1週間に一度は定期的に交換します。

(全体の3割~半分程度を)

替えのフィルターはジョイフル本田で販売しております

3. 給餌(餌の残りを見ながら少なめに)

孵化後「さいのう」が吸収されスマートな体になり泳ぎ始めます

全体の半数が泳ぎだしたら餌を与え始めます

稚魚10尾あたり1日に0.15グラムと非常に少量です
孵化後40日目の頃1日に2回とする

餌が残ることの無いように観察しながら与えましょう(2~3日餌を与えなくても死にません)

□放流

・3月12日(金)に栗山川に放流の予定です。

サケは、3週間程で外海に出た後、北海道の沖合いで、各地からのサケと集まり、6月から7月頃に、北洋に旅立つと言われていています。



1/17撮影(小川佐内会員)

◇ クラブ管理運営委員会

プログラム担当

石田 喜一



2月24日(水)～25日(木)親睦旅行について
旅行内容については、クラブ管理運営委員会に一任
させていただきます。



■ 新入会員入会式

入会おめでとうございます



安藤卓造会員と小林定雄第二副会長

安藤卓造会員

生年月日 1955/2/25

役 職 取締役部長

会 社 名 (有)MPCプリントセンター

所 在 地 八街市八街ほ1030-97

業 種 印刷業



■ ニコニコボックス

菅井直秀君・土屋俊夫君・富一美君

…安藤会員入会おめでとうございます

小林定雄君

…鈴木会長の代理を務めさせていただきました

小川佐内君・倉石昌治君・大塚克人君

…幸会員卓話ありがとうございます

秋葉講一君

…サケ飼育に多数協力ありがとうございました

河野和夫君

…結婚記念祝ありがとうございます

新年会での田中商店のタイカレーが大変おい

しかったです

高田一行君

…サケが元気に育っています

幸克己君

…卓話をさせて頂きありがとうございました

本日計 14,000円

累 計 534,816円

■ 出席報告



例会日	会員数	出席	MU	%
1月21日	41	30	11	100.0

☆ 欠席をしたらメイクアップをしましょう ☆

☆ 近隣クラブ例会日 ☆

クラブ名	例会場	例会日時	クラブ名	例会場	例会日時
東金	東金商工会議所内4F 0475-55-1101	火 12:30～13:30	銚子	銚子商工会議所内 0479-23-0750	水 12:30～13:30
大原	いすみ市商工会 0470-62-1191	木 12:30～13:30	旭	ヒューマンプラザ黄鶴内 0479-63-0007	金 12:30～13:30 夜間例会18:30～20:00
大網	中部コミュニティセンター 0475-73-3337	水 12:30～13:30	八日市場	千葉興業銀行八日市場 支店 0479-72-1561	火 12:30～13:30 第2 18:30～商工会館2F
東金ビュー	東金ショッピングセンターサンピア 3Fサンピアホール 0475-54-3511	木 第2・4週 12:30～13:30 第1・3・5週 19:00～20:00	多古	多古町コミュニティプラザ 2F 0479-76-7811	火 12:30～13:30
成田	成田ビューホテル内 0476-32-1111	金 12:30～13:30	成田 コスモポリタン	ホテル日航成田内 0476-32-1144	水 12:30～13:30 夜間例会18:30～20:30

「金融円滑化法スタート」



幸 克己 会員

本日は、昨年12月4日に施行されました金融円滑化法について述べさせていただきます。

正式名称は中小企業等金融円滑化法であります。概要としましては、金融機関が中小企業者から返済条件の変更等の申込みを受けた場合、できる限り対応するよう務めなければならないとされる法律でございます。この法律は、個人の住宅ローンも対象となっております。

皆様もご承知のとおり、昨年秋の亀井大臣の発言で話題となりましたが、当初、この法案は中小企業者からの返済猶予の申し出に対し、金融機関は一律に対応しなさいというものでした。いわゆる「モラトリアム法案」です。しかしながら、最終的には金融機関の負う義務は努力義務とされました。これは、一律の応諾義務を認めると、中小企業者に努力して返済をしなくてもよいとするモラルハザードが発生するほか、自由な資本主義の原則を歪める恐れがあるからです。

返済条件の変更云々については今に始まったことではございません。2008年9月のリーマンショック以降世界同時不況になったことを受けて、その2ヶ月後の11月に金融庁検査マニュアルの一部改定がなされました。そこで金融機関の仕事ががらっと変わりました。今までの金融庁の考え方は、財務内容悪化とか条件変更による回収懸念のあるものなどは、不良債権に分類して引当金を積み増しなさいというものでした。今では、財務内容が多少悪くても条件変更をしても改善計画書を作成し、改善の可能性が見込まれれば、不良債権にしなくてよいということになりました。この1年間で日本の金融機関全体で約2兆円の不良債権が消えた形となりました。

金融円滑化法では、各金融機関の実施状況について半年に1回公表されることとなります。そのなかで取組状況が極めて少ないとか不適切な対応があれば、行政処分の対象となります。先ほどお話ししましたように、この法律はあくまでも努力義務ですので、各金融機関の判断で謝絶しても構わないのです。しかしながら、取組状況が評価対象となりますので、間接的にはできるだけ多く対応していくこととなります。

一昨日のJALの会社更生法の適用の申請がありました。関連する会社、下請業者、さらには従業員等にはおおきな影響を与えることとなります。当然のことながら、返済条件の変更等の申込みは当然多くなってくることは必至であります。

今金融機関で一番神経をとがらせていることは、謝絶記録簿や交渉記録簿の作成です。数年前であれば、謝絶の際の言い回し文句は「総合的に判断した結果、ご要望に沿えません」でしたが、今は許されません。謝絶の基本は、個人情報への取扱いに注意しつつ、取上げができない理由をきめ細かく説明したうえで、お客様に納得していただき、さらに詳細にわたって記録に残すということが課せられております。

金融機関はさまざまな法律に縛られながら業務をおこなっておりますが、正直なところ窮屈な思いをしながら仕事をしているというのが実感でございます。

最後にまとめさせていただきます。

金融円滑化法は、「借り手の育成」が重要視されております。

私も一金融マンとして、またロータリアンの一人として、「社会奉仕」の精神に基づき、コンサルティング能力を高めていくなかで、中小企業の皆様方にお役に立てるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。ご清聴ありがとうございました。

